

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入し、保険料は未納の無いよう納めていたはずである。申立期間①の前後は納めているのに 3 か月分だけが抜けている。申立期間②については、昭和 59 年 7 月頃国民年金の納め忘れが無いかを A 市 B 区役所で確認した時に 3 か月の未納があると言われその場で納付したところ、そのほかに 6 か月分も未納とのことだったので翌月以降 2 回に分けて納付したが、年金の受給手続をした平成 18 年頃、申立期間②の国民年金保険料を毎月納付期限内に納めていたことを思い出したので、重複納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 市の国民年金被保険者名簿から、国民年金保険料の納付が確認できる。

また、申立期間①の前後は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和 53 年 4 月以降に 3 か月分ずつ過年度納付されていることが被保険者台帳から確認できることから、3 か月と短期間である申立期間①を納付しなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を昭和 59 年頃に 3 回に分けて納付したほかに毎月納付期限内に納付していたと主張しているが、申立人が所持する申立期間②の領収証書から保険料が納付されたことを確認できるものの、申立期間②当時 A 市の保険料は、

3 か月分 1 枚の納付書で 3 か月ごとの納期限で納付することとなっており、申立人の主張は当時の取扱いと異なっている。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を重複納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 38 年*月頃、両親の国民年金保険料徴収のために自宅に来ていた集金人を通じて、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、両親の分と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 38 年*月頃、その両親の国民年金保険料徴収のために自宅に来ていた集金人を通じて、その母が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の両親の分と一緒に申立人の保険料を納付していたとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 区保管の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、39 年 8 月頃に払い出されていたと確認でき、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその両親の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 38 年*月から 60 歳に達する前月の平成 15 年*月までの期間について、申立期間を除き全て保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと認められ、6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間①については、私の実家から長女の高校進学祝いとして100万円もらったので、私の国民年金保険料を2年分前納した記憶がある。

申立期間②についても、長女の大学進学と次女の中学校への進学が重なりそれぞれの入学祝いをももらったので、私の1年分の国民年金保険料を前納した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その長女の高校進学祝いとして100万円もらったので、申立人の国民年金保険料を2年分前納した記憶があるとしており、申立期間②についても、長女の大学進学と次女の中学校への進学が重なりそれぞれの入学祝いをももらったので、申立人の1年分の国民年金保険料を前納したとしているところ、申立人の国民年金被保険者資格は、オンライン記録から、昭和43年4月27日に任意加入して61年4月1日に国民年金第3号被保険者となるまで資格喪失されていないことが確認できることから、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が24か月と比較的短期間である申立期間①と12か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から60年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が会社を退職した直後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、母がA銀行B支店で県営住宅の家賃と一緒に保険料を毎月納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が会社を退職した直後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その母がA銀行B支店で県営住宅の家賃と一緒に保険料を毎月納付したと申述している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年3月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間のうち、59年1月から60年3月までは遡って保険料を納付することが可能な期間である上、オンライン記録及びC町の「国民年金保険料検認全リスト」において、申立期間直後の60年4月から61年3月までの保険料は61年4月18日に遡って納付されたことが確認できることから、その時点で納付可能な59年1月から60年3月までの15か月と比較的短期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和58年6月から同年12月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された61年3月頃の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から61年3月まで
② 平成11年10月

申立期間①については、昭和51年1月頃、自分でA市役所B支所に行って、国民年金の加入手続をしたときに、同市職員に勧められたので、付加年金の加入も決断した。そのとき、1,000円余りの定額保険料に対し400円の付加保険料の割合が大きかったことをよく覚えている。

申立期間②については、平成11年11月8日に同支所に行ったとき、同市職員から「以前も付加年金に加入していたが、今回も加入しますか。」と聞かれたので「お願いします。」と言って、第3号被保険者と第1号被保険者との種別変更手続と付加保険料納付の申出を行い、11年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。

付加保険料は第3号被保険者期間以外の納付可能な期間は全て納付しており、申立期間についても納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成11年11月8日にA市役所B支所に行き、国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者との種別変更手続及び付加保険料納付の申出を行い、同年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張しているところ、種別変更手続日はA市の被保険者記録表と一致し、申立人が所持する家計簿に記載されている「摘要」欄の「私 年金 10～12月分 13,700×3」及び「支払金額」欄の「41,100」は実際の保険料額と一致する。

また、申立人のオンライン記録によると、平成 11 年 10 月から同年 12 月までの保険料収納日は同年 10 月 31 日となっているが、これは種別変更手続及び付加保険料納付の申出を行った同年 11 月 8 日とは逆転した日付であり、行政側の国民年金記録管理の不備がうかがわれる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 51 年 1 月頃に国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、直ちに付加保険料を含む国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人の国民年金手帳及び申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人が同年 1 月 17 日に国民年金に加入した記載があるのみであり、付加保険料納付を申し出た形跡はうかがわれない。

また、オンライン記録及び申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①に係る定額保険料が完納された記録があるが、付加保険料が納付された記録は無く、申立期間の 123 か月という長期にわたる付加保険料の納付について、行政側の国民年金記録管理に誤りが生じるとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立期間①の付加保険料の納付状況について、当初の申立て以上に新たな申述が得られなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 10 月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から37年3月まで
申立期間当時は、同居していた父が私の国民年金の加入手続きをするともに、保険料を納付してくれていた。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していたその父が申立人の国民年金の加入手続きを行うとともに、その父が保険料を納付してくれていたと申し立てている。

このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和37年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人は申立期間を除き、全ての期間の国民年金保険料を納付済みであり、納付意識が高いと考えられ、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年7月まで

私は、平成7年12月頃会社を退職し、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続と政府管掌健康保険から国民健康保険への変更手続を行った。国民年金保険料はA市役所で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年12月頃会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続と政府管掌健康保険から国民健康保険への変更手続を行い、保険料はA市役所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、8年5月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以降未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続を適切に行っており、国民年金制度に対する理解度と保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月

私は大学卒業後の昭和 49 年 3 月頃、私の母に依頼して A 市役所で国民年金の加入手続をしてもらった。母は B 業務をするついでに同市役所で私の国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和 49 年 3 月頃、A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 49 年 8 月頃、払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間について、私が 20 歳になった昭和 46 年頃、私の母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、以後、母が自身の分と一緒に私の保険料を納付していたはずである。母が常々、「年金はありがたいものだ」と話しており、私にも国民年金に加入するように勧めていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はその母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、その母が自身の分と一緒に申立人の保険料を納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 8 月又は同年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が 3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人の母の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

2 申立期間①について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 46 年頃、その母が申立人の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、保険料もその母が自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母から

は高齢のため事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は、20歳の昭和46年当時、その母が申立人の分と一緒に自身の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によるとその母は53年4月頃に国民年金に加入した記録になっており、申立人の申述には齟齬^{そご}がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のように昭和55年8月から同年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、46年2月から53年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から55年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間となるが、前述のように国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで
② 昭和45年6月

申立期間のうち昭和41年1月から42年3月までは、母が納付してくれたはずであり、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。また、申立期間のうち45年6月の国民年金保険料については、納付した領収書があるのに未加入となっており、還付金も受け取っていないので、納付したこの保険料がどうなっているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和43年4月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間①は納付可能な期間であり、申立人が15か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人の母の納付記録は納付済みとなっており、申立期間①当時に同居していた申立人の父の保険料も納付済みとなっている。

2 一方、申立期間②について、申立人は、当該期間の保険料を納付した領収書があり、還付金を受け取った記憶も無いとしているが、申立人は当該期間に係る「国民年金保険料還付請求書」を所持していることから、社会保険事務所(当時)から還付に関する書類を受け取ったにもかかわらず

ず還付金を請求しなかったため、申立人の還付請求権は時効により消滅したものと推認される。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金については、国民の義務と思い、また、老後のためと思い保険料の納付を続けてきたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金について、国民の義務と思い、また、老後のためと思い保険料の納付を続けてきたので未納は無いはずだとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 46 年 2 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間の保険料は納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、申立人が 24 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、同年 9 月から 39 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、A業を営んでおり、B所に 50 歳代くらいの和装した女性が集金に来ていたので、母と私の国民年金保険料である 350 円くらいをその女性に渡して納付した。その際に茶色っぽい領収証書を受け取った。申立期間の領収証書等も保管していたが、平成 15 年にB所を廃業した際に平成 9 年度以前の領収証書等は全てC施設で焼却したので現在は所持していない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が営んでいたB所に訪れてきた 50 歳代くらいの和装した女性に、申立人とその母の二人分の国民年金保険料を渡し納付していたと具体的に申述しているところ、申立人が一緒に納付していたとするその母のオンライン記録から、その母は申立期間が納付済みであることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月頃までに払い出されたと推認され、このことからすると、いずれの申立期間も国民年金保険料を納付できる期間である。

さらに、申立人の保険料の納付状況は、申立期間以外に国民年金保険料

の未納は無く、納付意識は高いと考えられる上、申立人が 24 か月（申立期間①）、7 か月（申立期間②）及び 3 か月（申立期間③）と短期間又は比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、平成5年10月から6年9月までの期間は20万円、同年10月から7年1月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間②のうち、平成7年11月1日から8年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を7年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から7年2月21日まで
② 平成7年2月21日から8年4月1日まで

平成4年5月1日から9年2月28日までの間、派遣会社である株式会社Aに就職し、この間、同社社員の身分で派遣先において継続して勤務したが、申立期間①については、標準報酬月額が当時の給与支給額と比べ引き下げられた記録となっており、申立期間②については、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無いので、調査の上、それぞれの被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人の申立期間①に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初申立人

が主張する平成5年10月から6年9月までは20万円、同年10月から7年1月までは22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月21日より後の同年3月7日付けで、申立人を含む9人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、5年10月から7年1月までが17万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間①は同事業所からB市所在のC株式会社に派遣され勤務していた。給与は21万円くらいであった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年10月から6年9月までの期間は20万円、同年10月から7年1月までの期間は22万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び派遣先事業所の供述から、申立人が申立期間②において、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成7年11月1日に、申立人を除き事業主を含む全社員4人が資格を取得していることが確認できる。

さらに、同僚照会で回答のあった複数の同僚が、「派遣先は違っても、株式会社Aの社員であることに違いは無いので、社員は全員、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成7年11月1日から8年4月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の標準報酬月額の記録及び預金通帳から確認できる給与振込額等から判断すると、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、平成7年2月21日から同年11月1日までの期間については、オンライン記録によれば、株式会社Aは、同年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同年11月1日に適用事業所となっていることから、当該期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚照会で回答のあった一人は、「勤務していた一時期において、事業主から厚生年金保険から脱退するので、国民年金に加入してほしい、と通告された記憶があり、国民年金に加入し保険料を納付した。その後、事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった時点で加入した。」と供述しており、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所ではない全期間における同人の国民年金保険料は納付済みとなっている上、ほかの複数の同僚も当該期間における国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年6月19日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月は6万円、同年11月から45年5月までは7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月29日から45年6月まで
昭和36年1月から45年6月まで、B区にある株式会社Aに勤務したが、44年10月から45年6月までの間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録において、申立人が、昭和36年1月12日から45年6月18日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が提出した給与明細書から同年3月分まで厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、オンライン記録では、44年10月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、昭和44年10月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を44年10月29日に遡って訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、申立

人の場合は資格喪失日を遡及訂正された形跡はうかがえないものの、申立人と同じ昭和 44 年 10 月 29 日に資格喪失している者が多数存在し、これらの者について雇用保険の記録を調査したところ、いずれも申立人と同日の 45 年 6 月 18 日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 44 年 10 月 29 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人に係る雇用保険の記録における離職日の翌日である 45 年 6 月 19 日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 44 年 10 月については 6 万円、44 年 11 月から 45 年 5 月までの期間については 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、22 万円であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を、平成8年11月から9年5月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から8年11月1日まで
② 平成8年11月1日から9年6月9日まで

日本年金機構の記録によると、有限会社Aに勤務していた平成7年11月から8年10月までの標準報酬月額が、それまでの41万円が22万円に、また、同年11月から9年5月までが11万円に引き下げられているが、当時の給与は44万円ほどであり、給与が下がったことは無い。

申立期間を訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の雇用保険受給資格者証において、平成10年1月20日の離職時賃金日額が1万4,000円であることが確認できることから、申立人は、有限会社Aに勤務していた申立期間当時の給与は月額44万円ほどを受け取っていたと主張している。

一方、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年11月から9年5月までの期間は22万円とされていたが、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9年6月9日）と同日の処理日による随時改定で、8年11月1日まで遡及して11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか、5人の同僚についても同様の処理がなされていることが確認でき、そのうちの二人は、申立人の申立期間②と同期間について、総務省年金記録確認B地方第三者委員会への申立てを契機に、年金事

務所において、当該期間の直前の標準報酬月額に職権訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成8年11月から9年5月までは22万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、有限会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額が、平成7年10月時点が41万円なのに、同年11月から8年10月までの期間は22万円に引き下げられていると主張している。

しかし、申立人は、申立期間①に係る有限会社Aに係る給与明細書等を所持していないとともに、同社は、商業登記簿謄本によると平成16年12月*日に閉鎖され、既に事業主も亡くなっている上、同社の経理関係を請け負っていたと思われる税理士も亡くなっているため、申立人の申立期間①に係る給与額や厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①のうち、平成7年11月1日の申立人の標準報酬月額は、随時改定で22万円とされ、8年10月1日の標準報酬月額は、定時決定で22万円とされているところ、同僚5人全員の標準報酬月額についても同様に記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年12月1日、資格喪失日は45年7月10日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月1日から45年7月10日まで
私は、A株式会社に昭和44年12月1日から45年7月9日まで勤務した。現在、B会から申立期間の年金を受給している。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在、B会から、A株式会社に勤務しC基金に加入していた期間（昭和44年12月から45年7月まで）に係る年金を受給している。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、昭和44年12月1日に資格を取得し、45年7月10日に資格を喪失したとする申立人の氏名に似た記録（D氏、ただし、ふりがなは「E」）が確認できるところ、当該記録の生年月日（21年*月*日）は申立人の生年月日（25年*月*日）ではない上、厚生年金保険被保険者記号番号（*）は現在、F氏の基礎年金番号に統合されている（ただし、同人のオンライン記録には同名簿の被保険者記録は反映されていない。）。

なお、上記の被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、資格取得年月日は昭和42年5月15日、被保険者氏名はD、生年月日は21年*月*日であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、上記F氏について自分の兄だとしているところ、申立人に係る改製原戸籍から、申立人の兄として「F」、「昭和21

年*月*日出生れ」が確認できる。

また、C基金は、当時の届出書は複写式であったとともに、申立人に係る厚生年金基金加入員番号払出簿を提出しているが、同払出簿では昭和45年1月に氏名及び生年月日を訂正（「G」を「H」に、「昭和21年*月*日」を「昭和25年*月*日」に）する届出が行われた記載が確認できる上、資格取得日は44年12月1日、資格喪失日は45年7月10日であることが確認できる。

さらに、B会は、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳を提出しているが、同台帳の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号欄には、申立人が別の事業所で資格を取得した複数の厚生年金保険被保険者番号が記され、同台帳の備考欄は、昭和45年1月に氏名及び生年月日を訂正する届出が行われた記載がある上、同台帳の資格取得日は44年12月1日、資格喪失日は45年7月10日であることが確認できる。

加えて、申立人の兄は、昭和42年5月15日から45年11月1日まで別の事業所での厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険記録が確認できる上、A株式会社に勤務はしていないと供述していることを踏まえると、当該被保険者記録は誤って統合されたものと考えられ、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年12月1日に被保険者資格を取得し、45年7月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録及び厚生年金基金加入員台帳の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年5月1日から21年3月19日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から21年2月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から21年3月19日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社における申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与明細書があるので、調査して訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年5月1日から21年3月19日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年5月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から21年3月19日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅して

いない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、平成20年5月から21年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると19万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における標準報酬月額を平成20年5月から21年2月までは28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成18年5月から20年4月までに係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成18年5月から20年4月までについては、前述の給与明細書により、申立人に支払われた報酬月額（18年5月から20年4月までは27万5,000円）に見合う標準報酬月額（28万円）に対し、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料（18年5月から同年7月までは1万3,574円、同年9月から19年8月までは1万3,910円、同年9月から20年4月までは1万4,246円）に見合う標準報酬月額（19万円）であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を、平成6年3月から7年9月までは53万円、同年10月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月1日から同年7月1日まで
② 平成6年3月1日から8年3月1日まで
③ 平成8年3月1日から13年7月1日まで

昭和59年6月1日から平成13年6月30日まで関連会社であるA株式会社及び株式会社Bに勤務したが、A株式会社に入社した昭和59年6月の年金記録が無い。また、株式会社Bの平成6年3月から8年2月までの期間及びA株式会社の同年3月から13年6月までの期間の標準報酬月額がそれぞれ低すぎる。入社時の昭和59年6月を厚生年金保険の被保険者期間とし、その後の申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から7年9月までは53万円、7年10月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年3月31日）の後の同年4月4日付けで、6年3月1日まで遡って7年9月までは8万円、同年10月から8年2月までは9万2,000円に引き下げられており、申立人と同様に、役員3人の標準報酬月額も引き下げられている。

一方、申立人は、申立期間②当時は株式会社Bの取締役であったこと

が商業登記簿謄本で確認できるものの、事業主は、「経営状態が厳しく保険料の滞納があり、経理部長から標準報酬月額の遡及訂正の相談を受けたので同意した。申立人の担当業務は売上管理と人事管理であり、申立人には遡及訂正の話はしていない。」と供述している上、同僚の取締役は、「申立人の担当業務は特に無く、全て事業主の指示で業務に当たっていた。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た記録から、平成6年3月から7年9月までは53万円、同年10月から8年2月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①について、同僚の供述から、申立人がA株式会社に昭和59年6月1日から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の実質的な代表取締役であった役員は、「被保険者資格の取得日を7月1日としたので、実際の勤務開始日よりも1か月遅れた。保険料は当月控除していた。」と供述している上、当時、社会保険事務を担当していた別の役員も、「申立人は、6月1日から勤務していた。」と供述しているものの、当該役員自身が申立人と同様に昭和59年7月1日を資格取得日としていることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和59年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除金額19万5,654円は、申立人の前職のC株式会社における同年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額9万8,754円と、A株式会社における同年7月から同年12月までの申立人のオンライン記録に基づく標準報酬月額17万円に相当する社会保険料額9万6,900円の合計金額と一致することから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが推認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票では資格取得日が昭和59年7月1日と確認でき、オンライン記録とも一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出されたA株式会社に係る給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、当該期間に係る別の事業所からの給与明細書も併せて提出しているが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではない上、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額は0円であることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、並びに申立期間⑬及び⑭について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②から⑩までの標準賞与額に係る記録を、平成16年8月3日は28万2,000円、同年12月27日は36万2,000円、17年7月8日は39万2,000円、同年12月15日は44万2,000円、18年7月5日は49万円、同年12月11日は54万円、19年7月6日は58万円、同年11月30日は70万円、20年7月4日は73万7,000円に、及び申立期間⑬及び⑭の標準報酬月額に係る記録を、18年5月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、20年7月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額82万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、平成20年12月12日及び21年9月8日の標準賞与額に係る記録を82万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年8月3日
③ 平成16年12月27日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年7月5日
⑦ 平成18年12月11日
⑧ 平成19年7月6日
⑨ 平成19年11月30日

- ⑩ 平成 20 年 7 月 4 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 12 日
- ⑫ 平成 21 年 9 月 8 日
- ⑬ 平成 18 年 5 月から同年 8 月まで
- ⑭ 平成 20 年 7 月及び同年 8 月

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 15 年冬季賞与から 21 年夏季賞与までの 12 回の賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。また、18 年 5 月から同年 8 月までの期間、20 年 7 月及び同年 8 月の給与について、標準報酬月額が実際の給与額と相違している。これらの期間の標準賞与額及び標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑫までの標準賞与額に係る年金記録の確認並びに申立期間⑬及び⑭の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑩までに係る標準賞与額並びに申立期間⑬及び⑭に係る標準報酬月額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、申立期間②から⑭までについては、申立人が提出した賞与支払明細書及び給与支払明細書並びに賃金台帳によると、申立人は、平成 16 年 8 月 3 日、同年 12 月 27 日、17 年 7 月 8 日、同年 12 月 15 日、18 年 7 月 5 日、同年 12 月 11 日、19 年 7 月 6 日、同年 11 月 30 日、20 年 7 月 4 日、同年 12 月 12 日及び 21 年 9 月 8 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、並びに 18 年 5 月から同年 7 月までについては標準報酬月額 22 万円、同年 8 月については標準報酬月額 24 万円、20 年 7 月及び同年 8 月については標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額及び標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額並びに申立人の賞与額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準賞与額及び標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準賞与額及び標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成16年8月3日は28万2,000円、同年12月27日は36万2,000円、17年7月8日は39万2,000円、同年12月15日は44万2,000円、18年7月5日は49万円、同年12月11日は54万円、19年7月6日は58万円、同年11月30日は70万円、20年7月4日は73万7,000円に、申立期間⑬及び⑭に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年5月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、20年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑪及び⑫に係る賞与については、前述の賞与支払明細書により、当該期間に係る標準賞与額(82万5,000円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、平成20年12月12日及び21年9月8日に係る標準賞与額を82万5,000円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、申立期間①については、申立人が提出した給与振込通帳の写しから、平成15年12月の賞与振込額が確認できるものの、厚生年金保険料の控除額が判明せず、申立人も厚生年金保険料額を具体的に記憶していない上、事業主から申立人に係る厚生年金保険料の控除について回答を得られず、賞与支給明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社Aに勤めていた時の平成 15 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額が低くなっている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 22 万円と記録されていたところ、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日（平成 15 年 12 月 1 日）を一旦取り消し、同年 12 月 24 日付けで、同年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aに申立期間当時勤務していた同僚 33 人の標準報酬月額についても、オンライン記録から、申立人同様、被保険者資格喪失日を一旦取り消し、平成 15 年 12 月 24 日付けで同年 10 月 1 日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人が所持している平成 15 年 10 月及び同年 11 月の給与明細書から、訂正前の標準報酬月額 22 万円に基づいて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、平成 15 年度滞納処分票から、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について平成 15 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社Aに平成 13 年 2 月から 15 年 11 月 30 日まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 22 万円と記録されていたところ、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日（平成 15 年 12 月 1 日）を一旦取り消し、同年 12 月 24 日付けで、同年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aに申立期間当時勤務していた同僚 33 人の標準報酬月額についても、オンライン記録によると申立人同様、被保険者資格喪失日を一旦取り消し、平成 15 年 12 月 24 日付けで同年 10 月 1 日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している平成 15 年 10 月及び同年 11 月の給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、平成 15 年度滞納処分票から、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について平成 15 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、22 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社Aに平成 8 年 3 月から 15 年 11 月 30 日まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日（平成 15 年 12 月 1 日）を一旦取り消し、同年 12 月 24 日付けで、同年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aに申立期間当時勤務していた同僚 33 人の標準報酬月額についても、オンライン記録から、申立人同様、被保険者資格喪失日を一旦取り消し、平成 15 年 12 月 24 日付けで同年 10 月 1 日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している平成 15 年 10 月及び同年 11 月の給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できる。

加えて、平成 15 年度滞納処分票から、申立期間当時、株式会社Aにおいて、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について平成 15 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、20 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額より大幅に低い額となっていた。

申立期間当時、役員になったことは無く、標準報酬月額の訂正について説明もなければ承知もしておらず、納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年2月から5年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていた。

しかしながら、株式会社Aに係るオンライン記録では、申立人の当該標準報酬月額の記録は平成5年4月7日付けで9万8,000円に遡及して引き下げられているほか、多数の者が同日付けで標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aが申立期間当時加入していたB基金（平成4年9月18日付けで脱退）の3年2月1日から4年9月18日までの記録では、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の当初の記録と同じ53万円となっている。

さらに、申立人の平成3年2月から5年8月までの標準報酬月額の減額訂正処理について、株式会社Aの当時の事業主は、減額訂正の届出等については不明とした上で、「倒産（6年7月＊）前から保険料の滞納があり、滞納額等の詳細は把握していないが、申立期間当時、代表者印の使用を厚

生年金事務の担当者（故人）に任せており、『社会保険事務所から処理は任せてくれと言われた。』との報告を経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年2月から5年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人の平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額については、同社が同年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後の同年8月8日付けで、当初記録されていた53万円から8万円に遡及して減額訂正されていることがオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年10月から10年12月までを30万円、11年1月から同年6月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から15年7月26日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aにおける標準報酬月額が、平成9年9月までは30万円であったのに、同年10月から15年6月までは26万円になっている。売上げも減り、給料も引き下げられたが、この間に給与から控除されている厚生年金保険料に変動は無い。給料支払明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人が所持する給料支払明細書により、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から11年7月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書において、9年10月1日から11年1月1日までの期間は30万円、11年1月1日から同年7月1日までの期間は28万円の標準報酬月額に相当する額

(報酬月額)が支給されていたことが確認でき、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

このことから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成9年10月から10年12月までを30万円、11年1月から同年6月までを28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主は、株式会社Aの平成9年度から12年度までの定時決定に係る届出を12年10月30日に提出し、また、13年度から14年度までの定時決定に係る届出を16年10月26日に提出しており、申立人が所持する給料支払明細書から、この間の厚生年金保険料の控除額は、従前の8年度定時決定のものであると認められることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成11年7月から15年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額を比較したところ、両者が一致しており、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日及びC株式会社D部における資格取得日に係る記録を昭和40年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月30日から同年10月1日まで
出向先のA株式会社B工場から、出向元のC株式会社D部に復職した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の人事記録、申立人から提出された復帰辞令書及び給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間について、C株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和40年9月21日にA株式会社B工場からC株式会社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C株式会社D部における昭和40年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間③について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、20年1月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を20年4月から同年6月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月1日から19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年7月1日まで

株式会社Aに勤務していた当時の平成17年11月から20年6月まで、厚生年金保険の標準報酬月額が38万円に引き下げられていることが判明した。給与明細書の総額は確認していなかったが毎月振り込まれる額は変わらなかったため、同社に勤務していた時の給与は53万円くらいであったはずである。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①については、本件申立日において保険料

徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、38万円と記録されている。しかし、株式会社Aが社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る平成19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同社が保管する賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、20年1月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたこと、及び同年4月の標準報酬月額に係る随時改定に該当していたことが確認できる上、同社事業主も「申立人の給与は、20年1月から47万円にしたが、月額変更の届出を漏らしていた。」ことを認めている。

したがって、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額を平成20年4月から同年6月までは47万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間①については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定することとなる。

また、申立人が所持する株式会社Aが発行した申立期間①の一部に係る給与明細書及び同社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間①の一部の期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。

しかしながら、前述の給与明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と同額又はそれよりも低額となっていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間②に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から20年3月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日は昭和42年10月26日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年2月から同年9月までの期間を3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月21日から同年10月26日まで
② 昭和42年10月26日から同年11月16日まで

昭和41年10月から43年1月までの期間に有限会社Aに勤務し、C市内にあったD株式会社（現在は、E株式会社）内の作業場でF業務をしていた。退職した後に年金事務所に確認したところ、申立期間中は事業所が適用事業所でなかった期間であると説明を受けたが、その間も間違いなく厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が有限会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、同社は昭和42年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に定時決定が行われたことが認められる上、健康保険被保険者証の返納日は、同年同月26日と記録されている。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和42年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚20人のうちの19人は、申

立人と同様に、同年10月1日に定時決定の記録が確認できるとともに、健康保険被保険者証の返納日が同年同月26日と記録されている上、当該事業所は、商業登記簿謄本において同年同月*日に解散していることが確認できることを踏まえると、当該資格喪失の旨の処理は同年同月26日頃になされたことがうかがえる。

加えて、当該原票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和42年2月21日より後の同年3月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚が一人、同年5月1日が一人、同年8月1日が3人、適用事業所でなくなった日より後の同年3月1日に資格を取得し同年同月11日に資格を喪失した同僚が一人、同年6月1日に取得し同年8月1日に喪失した同僚が二人確認できる上、同僚の一人は、当該原票において、同年8月7日から同年9月11日までの期間を対象とした健康保険の傷病手当金が給付された記録が確認できることを踏まえると、42年2月21日においては当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和42年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、健康保険被保険者証の返納が確認できる同年10月26日であると認められる。

なお、昭和42年2月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、昭和42年10月26日から同年11月16日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人が有限会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記のとおり、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、昭和42年10月*日に解散していることが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和42年10月26日に健康保険被保険者証の返納日が記録されている同僚のうち、連絡が取れた二人のうちの一は、「保険料の控除は記憶に無いが、勤務していた月数よりも厚生年金保険の加入期間は短かった。」と供述しており、もう一人は、「保険料控除については記憶に無いが、従業員の出入りが激しく、会社と言えるほど立派な組織ではなく、社会保険の適用も正確ではなかったように思う。」と供述して

いる。

一方、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年11月16日において、申立人は、被保険者資格を取得していることが当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できるところ、当該原票において、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚で、連絡可能な6人のうち、連絡が取れた3人は、「新規適用前に保険料を控除されていたかは不明。」と供述している。

また、事業主からは協力が得られないため、当該申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができず、このほか、当該申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和48年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月30日から50年2月17日まで
株式会社AのC工場D課に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間等に関する具体的な説明、申立人提出の辞令（昭和48年12月16日付けで、株式会社AのC工場長が、申立人に、同工場D課勤務を命じる旨の辞令。）及び同僚の供述等から、申立人が申立期間当時、株式会社AのC工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同年齢で同じ部署に勤務したとする同僚は、自分は入社当初から厚生年金保険料を控除されたと供述しており、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年6月18日となっている上、別の部署に勤務する同僚は、「社員に試用する」旨の49年2月16日付けの辞令日より前の被保険者資格取得日（同被保険者名簿によると、48年12月19日）となっており、当該同僚提出の給与明細書によると同被保険者資格取得時から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

なお、上記の被保険者名簿によると、昭和52年4月8日に数百名に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の受付が行われたと考えられ、これら

被保険者の中には最大で46年9月28日まで遡及して被保険者資格を取得している者も見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ課に勤務していたとする同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明であるが、社内の聞き取り調査の結果から、申立期間当時、厚生年金保険の届出に漏れがあったことが分かったので、申立人については給与から保険料を控除していたにもかかわらず国に納付していなかったと思うとしており、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和50年2月17日を被保険者資格取得日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成9年4月から同年6月までは26万円、10年4月は32万円、同年5月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年7月まで
② 平成10年4月から同年10月まで

有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間に控除された厚生年金保険料額は、ねんきん定期便に記載された納付額より多いので、当該期間の標準報酬月額を控除された保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立事業所提出の賃金台帳並びに申立人提出の当該事業所における申立人に係る給与明細書から転記したとする資料に記載の控除厚生年金保険料額及び報酬月額から、申立期間①のうち、平成9年4月から同年6月までの標準報酬月額については26万円、申立期間②のうち、10

年4月は32万円、同年5月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち平成9年7月1日から8月1日までの期間並びに申立期間②のうち10年6月1日から同年9月1日までの期間については、上記の申立事業所提出の賃金台帳及び申立人に係る給与明細書から転記したとする資料に記載の控除厚生年金保険料額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間のうち、今回標準報酬月額を訂正する必要が認められる期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が控除されたと主張する額の保険料を納付したか否かについては関係資料が無く不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間のうち、平成10年7月1日から19年9月1日までに係る標準報酬月額記録については、10年7月から11年3月までを30万円、同年4月から同年9月までを32万円、12年10月から13年9月までを30万円、14年10月から16年8月までを34万円、17年10月から18年8月までを36万円、19年6月から同年8月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成15年4月から19年9月までに係る標準賞与額の記録については、15年7月11日の記録を33万5,000円、同年12月12日の記録を34万3,000円、16年7月9日の記録を34万円、同年12月15日の記録を34万8,000円、17年7月15日の記録を35万1,000円、同年12月15日の記録を33万7,000円、18年7月5日の記録を36万7,000円、同年12月8日の記録を39万3,000円、19年7月5日の記録を35万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

3 申立期間のうち、平成19年10月1日から21年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額56万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を19年10月から20年8月までは56万円、同年9月から21年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年4月21日から21年9月1日まで

A株式会社に勤務していた全ての期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録が事実と相異している。申立期間に係る給与支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい（平成10年6月分、同年9月分及び11年2月分の給与支払明細書並びに19年12月分及び20年7月分の賞与支払明細書の提出は無い。）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成10年4月21日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額と賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書から、申立期間のうち、平成10年7月から11年3月までの期間を30万円（10年9月分及び11年2月分については、給与支払明細書は無いが、月額30万円に見合う保険料が、10年8月分、同年10月分、11年1月分及び同年3月分の明細書から控除されていることから、当該月分についても、同額の保険料が控除されていたことが推認できる。）、同年4月から同年9月までを32万円、12年10月から13年9月までを30万円、14年10月から16年8月までを34万円、17年10月から18年8月までを36万円、19年6月から同年8月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に係る保険料の事業主の納付義務の

履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としているが、平成10年4月から19年8月までにおいて10度の定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が処理を誤ったとは考え難いことから、当該記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は当該控除されていたと認められる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の標準賞与額の記録については、賞与支払明細書から、平成15年7月11日の記録を33万5,000円、同年12月12日の記録を34万3,000円、16年7月9日の記録を34万円、同年12月15日の記録を34万8,000円、17年7月15日の記録を35万1,000円、同年12月15日の記録を33万7,000円、18年7月5日の記録を36万7,000円、同年12月8日の記録を39万3,000円、19年7月5日の記録を35万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成19年10月1日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年10月から20年2月までは36万円、同年3月から同年7月までは18万円、同年8月から同年12月までは36万円、21年1月から同年8月までは24万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額56万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における標準報酬月額を平成19年10月から20年8月までは56万円、同年9月から21年8月までは50万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成10年4月21日から同年6月1日までの期間、

11年10月1日から12年10月1日までの期間、13年10月1日から14年10月1日までの期間、16年9月1日から17年10月1日までの期間、18年9月1日から19年6月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額と当該給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とが一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成10年6月1日から同年7月1日までの期間については、保険料控除額を確認できる給与支払明細書が無いことからあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年7月25日の標準賞与額の記録を22万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月25日

ねんきん定期便によると、A社に在職中に支給された賞与（平成18年7月25日振込み）の記録が無い。賞与が振り込まれた預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成18年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、18年7月25日に申立人に22万円の賞与が支給され、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から12年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年10月までの期間を53万円、同年11月から8年9月までの期間を59万円、同年10月を56万円、同年11月から11年12月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から12年1月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年12月から5年9月までの株式会社Aにおける標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成5年4月26日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、15万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認できる元同僚4人に照会し、回答のあった4人全員が「厚生年金保険事務や経理に係る事務は事業主が行っていた。」とし、そのうちの元

同僚二人はそれぞれ、「私や申立人は、顧客先で仕事をしていたので、会社の経理等には関わっていなかった。」、「当時、会社は経営不振の状況にあった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成5年10月から11年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書によると、オンライン記録にある標準報酬月額15万円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認でき、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年10月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年9月までの期間は59万円、同年10月は56万円、同年11月から11年12月までの期間は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは破産手続終結済みであり、元事業主から回答が得られず不明であるが、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録にある標準報酬月額について、長期間にわたって一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの期間及び平成元年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から51年3月まで
② 平成元年4月から3年3月まで

私がA地に来て20歳になった昭和47年*月、仕事先の先輩の奥さんから勧められB区役所に国民年金の加入手続に行った。その時、国民年金手帳をもらい、後日郵送されてきた国民年金保険料納付書により、銀行で納付したはずである。C市で納付していたときも納付書で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月、B区役所へ行って国民年金の加入手続をし、その後郵送されてきた国民年金保険料納付書で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況及びC市の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄に「52.3.14」と記載されていることから、52年3月頃に払い出されたと推認でき、払出時点からすると、申立期間①のうち、50年1月以前分については時効により保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、50年2月から51年3月までは過年度納付は可能であるが、申立人は遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、納付書で納付したとするのみで、申立人からは保険料納付をうかがわせる事情を得ることができなかった上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年6月まで

私は会社を辞めた昭和46年4月頃、A市役所B所で国民年金に再加入手続をして、3か月ごとに納付書により現金で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃、A市役所B所で国民年金に再加入手続をして3か月ごとに納付書によって現金で保険料を納付していたとしているが、申立人が国民年金に再加入したとする昭和46年度のA市の保険料収納は印紙検認方式であり、納付書による収納は47年4月からであることから、再加入後は納付書によって納付していたとする申立内容と異なる。

また、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得記録並びに特殊台帳の資格欄及び昭和49年度の納付欄の記載から、申立人は、昭和49年7月1日に強制加入被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年5月まで

平成4年4月末で会社を退職してすぐ、A市役所から国民年金保険料を支払うようにとのハガキが届いた。市役所のB課で加入手続をした時に1枚の紙に12か月分を毎月支払うハガキくらいの大きさの納付書もらったので、毎月納付書に記載された金額を市役所の窓口で納付し、必ずその用紙に収納印を押してもらっていた。加入手続時に前の会社でもらった年金手帳は持って行かなかったし、新しく交付された覚えも無い。

申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続をした時に1枚の紙に12か月分を毎月支払うハガキくらいの大きさの納付書もらったとしているが、A市では平成4年当時の国民年金保険料納付書は1か月1枚の納付書であり、1枚の納付書に12か月分の収納印を押すものではなかったとしている上、申立人は、加入手続時に年金手帳は持って行かなかったし、新たに年金手帳の交付を受けなかったとするなど、申立内容は当時の取扱いと異なっている。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年5月まで

私は国民年金保険料納付書が送られてきたので、A株式会社に勤めている時、会社の昼休みに保険料を勤務先近くのB金庫C支店で1か月分ずつ3回納付した。

結婚した後の平成6年9月にD市役所（現在は、E市役所）F課で国民年金の再加入手続をして、結婚前の国民年金の加入期間を年金手帳に記載してもらい、その時に納付記録を確認した。その後送られてきた加入手続完了の通知書に未納期間についての連絡が無かったので、未納期間は無いと思っている。

申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から平成6年9月頃払い出されたものと推認されること、及び申立人の国民年金第3号被保険者資格の取得届の処理が6年9月27日に行われ、その時点で遡って国民年金被保険者資格の取得、喪失及び変更の記録が追加されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人が保険料を納付したとする時点では申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない上、6年9月の時点においては、時効により申立期間の保険料は納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から57年2月までの期間、57年5月から同年7月までの期間、同年12月、58年1月、同年6月から同年9月までの期間、59年1月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月及び平成2年12月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から57年2月まで
② 昭和57年5月から同年7月まで
③ 昭和57年12月及び58年1月
④ 昭和58年6月から同年9月まで
⑤ 昭和59年1月から同年4月まで
⑥ 昭和59年6月及び同年7月
⑦ 平成2年12月から3年2月まで

私は、平成9年頃、社会保険事務所（当時）に行つて国民年金のことを調べてもらつたら国民年金に加入していないと言われた。後でよく考えたらA市役所に国民年金保険料を納めに行つたり、同市役所の方が集金に来たので納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に市役所に行つた記憶は無く、国民年金保険料は市役所で納付したり、集金に来た市役所の職員に納付したと主張しているが、申立期間①当初の保険料収納方法である印紙検認方式を記憶していない上、納付書方式になつた後の期間の保険料の納付についても、納付書の形式、納付サイクルなどを覚えていないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が曖昧である。

また、申立人は国民年金の加入手続をした記憶は無いとしているものの、

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 8 月 11 日に払い出されており、当該時点で、申立期間①のうち 41 年 12 月から 52 年 6 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できず、申立人は、特例納付を含め保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立人が所持している昭和 49 年頃から使用されたオレンジ色及びブルーの年金手帳 2 冊以外に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとするなど、54 年 8 月以外に国民年金の加入手続をした事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されている申立人の妻の国民年金保険料も申立期間①、②及び③当時は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年6月までの期間及び45年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から45年6月まで
② 昭和45年7月から52年3月まで

申立期間①については、昭和45年7月頃、A市役所の職員から「3年分まとめて国民年金保険料を納付できる。」と言われ、3万円くらい納付した。申立期間②については、定期的に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和45年7月頃、A市役所の職員から「3年分まとめて国民年金保険料を納付できる。」と言われ、3万円くらい納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年9月頃に払い出されたと推認され、47年7月頃、保険料を納付したとする申立人の申述と符合しない上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、昭和45年7月は第1回特例納付期間であるものの、仮に申立期間①を納付した場合の保険料額を算定すると、現年度納付、過年度納付及び特例納付の保険料の合計額は1万8,000円となり、申立人が3万円くらい納付したとする保険料額と差異が見られることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を定期的に納付して

いたとしているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②のうち、45 年 7 月から 50 年 6 月までの保険料は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、50 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料は、遡って納付する期間であるが、申立人は遡って納付したことはないとしている。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4095 (事案 3214 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月から5年6月まで

申立期間について、私は、平成4年11月頃、それまで勤めていた会社を退職したため国民健康保険の加入手続をするために、A市役所に行った。手続の際に、窓口の職員から「健康保険と国民年金はペアでないと加入できない。」と言われたため、国民年金にも加入した。国民年金保険料については、加入したものの納付していなかったが、5年頃、国民年金保険料以外にも未納となっていた市民税と国民健康保険税と一緒にA市から督促状が届き、同市との間で返済計画を立て、覚書を交わした上で2年数か月にわたって、市民税、国民健康保険税及び国民年金保険料を一緒に後から納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、平成5年頃、国民年金のほかにも未納となっていた市民税と国民健康保険料と一緒にA市役所から督促状が届き、A市役所B課との間で返済計画を立て、覚書を交わした上で2年数か月にわたって、市民税、国民健康保険税及び国民年金保険料を一緒に後から納付したと申述しているが、A市B課は、国民年金保険料の収納については同課の取扱対象外であるとしており、A市の取扱いと申立人の申述とが符合しないこと、申立人のA市での国民年金被保険者資格が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、初回の申立て時は国民年金保険料総額が約12万円としていたが、実際は8万円ほどであったと申述している

が、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月頃、A 市役所で国民年金に加入した。申立期間中の国民年金保険料は、妻が夫婦の分を一緒に納付書か口座振替で納付しており、妻自身の保険料のみ納付して、私の分を納付していないということは考えられない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 1 月頃、A 市役所で国民年金に加入し、申立期間中の国民年金保険料は、その妻が、夫婦の分を一緒に納付書か口座振替で納付したとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、A 市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、「手帳送付 63.4.11」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 57 年 12 月までは厚生年金保険被保険者であったものが、申立期間の始期である 58 年 1 月に国民年金第 1 号被保険者の資格を取得したものであり、申立人の妻は、申立期間の始期である 58 年 1 月に任意から強制へ種別が変更されているが、その変更手続がとられず任意のままとなっていることから、58 年 1 月にその妻が申立人の申立期

間に係る保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 58 年 1 月 1 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4099 (事案 2613 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から57年9月までの期間及び平成3年4月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から57年9月まで
② 平成3年4月から5年9月まで

申立期間①については、両親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、両親の所に郵便局員が集金に来て納付したと亡父から聞いたことがある。昭和55年2月の養子縁組後は、養母が納付していた。申立期間②については、妻が夫婦二人分の保険料を集金人や役場で納付した。私も妻も免除申請はしていない。申立期間①が未納及び申立期間②が全額申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、申立人は、20歳になった昭和47年*月頃、その実母がA町役場(現在は、B市役所)で申立人の国民年金の加入手続きをし、その後、申立期間①の国民年金保険料を納付し、55年2月の養子縁組後は申立人の養母が納付したとしているが、申立人の実母は高齢のため、国民年金の加入及び保険料の納付に関する証言が得られず、申立人の養母も既に他界しており、保険料の納付に関する証言が得られない上、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その両親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、その両親の所に郵便局員が集金に来て納付したと申立人の実父から聞いたことがあるとしているが、その実父は既に亡くなっ

ており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回、当委員会は、新たに申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）を、申立期間①に該当する昭和47年7月から57年9月までの期間に重点を置き閲覧したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できなかった。

- 2 申立期間②に係る申立てについて、申立人は、全額申請免除をしたことは無いとしているが、オンライン記録から、申立期間②について、申立人夫婦共に平成3年5月27日、4年5月8日及び5年5月13日に各該当年度の全額免除申請をしたことが確認でき、同期間の保険料の申請免除に関する記録に不自然さはみられず、また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく21年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す証人として税理士の名前を提示したが、その税理士は、10年以上前である申立人に係る確定申告書や給与明細等の書類は保存しておらず、申立人の保険料納付に関する具体的な証言も得ることができなかった。これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、B市役所によると、所得額等が分かる書類の保存年限は7年で申立期間②当時の書類は残されていないとしており、申立期間②当時の所得額、納税額及び保険料控除額等は不明である。

さらに、申立人は、夫婦共に免除申請をしていないとしているが、B市役所によると、申立期間②当時の免除申請書の書類は残されていないが、免除申請は加入者個々に前年の所得を審査するため、毎年免除申請書の提出が必要になるとしており、免除申請していない国民年金被保険者が、3年度連続して免除承認されたとは考え難い。

- 3 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4100 (事案 2614 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年9月まで
私が夫婦二人分の保険料を集金人や役場で納付した。私も夫も免除申請はしていない。申立期間が全額申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、全額申請免除をしたことは無いとしているが、オンライン記録から、申立期間について、申立人夫婦共に平成3年5月27日、4年5月8日及び5年5月13日に各該当年度の全額免除申請をしたことが確認でき、同期間の保険料の申請免除に関する記録に不自然さはみられないなどとして、既に当委員会の決定に基づく21年12月15日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す証人として税理士の名前を提示したが、その税理士は、10年以上前である申立人に係る確定申告書や給与明細等は保存しておらず、申立人の保険料納付に関する具体的な証言も得ることができなかった。これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A市役所によると、所得額等が分かる書類の保存年限は7年で申立期間当時の書類は残されていないとしており、申立期間当時の所得額、納税額及び保険料控除額等は不明である。

さらに、申立人は、夫婦共に免除申請をしていないとしているが、A市役所によると、申立期間当時の免除申請書の書類は残されていないが、免除申請は加入者個々に前年の所得を審査するため、毎年免除申請書の提出が必要になるとしており、免除申請していない国民年金被保険者が、3年

度連続して免除承認されたとは考え難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月

私が平成 18 年*月に 20 歳になった時、国民年金の通知が届き、父とともに A 銀行で口座振替の手続を行った。その際、2 か月分については、口座振替できないと言われ、その場で 2 か月分の保険料 3 万円くらいを納付書で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成 18 年*月に、その父とともに A 銀行で国民年金保険料の口座振替手続を行い、最初の 2 か月分については、納付書により、その場で 3 万円くらいを納付したとしているが、B 市が保管するその父の 19 年（18 年所得分）の「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄には、申立人の国民年金保険料として 8 万 2,960 円が記載されているものの、この額は 6 か月分の保険料額に相当するところ、その対象月は 18 年 5 月から同年 11 月までの間から申立期間（18 年 6 月）を除いた 6 か月分と考えられ、また、20 年（19 年所得分）及び 21 年（20 年所得分）の「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄に記載されている申立人の保険料額も 1 年分の保険料額のみが記載されており、20 年及び 21 年の「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄の保険料額にも申立期間の保険料額が含まれていないと考えられ、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したとも認め難い。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成

9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤りなどの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から52年3月まで

結婚のために昭和46年4月頃に銀行を退職した後、A市に転居し、同年5月頃、夫と一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続をした。当時の同市役所の担当者から、「厚生年金保険に17年間加入しているので、今後8年間国民年金保険料を納めれば60歳から年金をもらえるようになるが、退職後5年以内に手続をしないと厚生年金保険で加入していた期間が無効になる。」と言われて加入したことを覚えている。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚のため、昭和46年4月頃に銀行を退職した後、A市に転居し、同年5月頃、その夫と一緒にA市役所に行った際に、同市役所の担当者から、「厚生年金保険に17年間加入しているので、今後8年間国民年金保険料を納めれば60歳から年金をもらえるようになるが、退職後5年以内に手続をしないと厚生年金保険で加入していた期間が無効になる。」と言われて国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、上記の国民年金の加入手続を行った際に、A市役所の担当者から、厚生年金保険資格喪失後、5年以内に国民年金の加入手続を行わないと厚生年金保険の加入期間が無効になると言われたと申述しているが、これは、国民年金及び厚生年金保険の取扱いと符合しない。

さらに、A市国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和52年4月27日に国民年金に任意加入し、54年12月21日に資格を喪失した記録があり、

これはオンライン記録と一致していることから、申立人は、52年4月に国民年金に任意加入したと推認され、申立期間は任意加入期間の未加入期間となるため、遡って保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで
申立期間の国民年金については、母が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているが、その母は、国民年金保険料の納付場所や納付金額等についての記憶が明確でなく、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 3 年 7 月又は同年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年8月まで

私は、申立期間の頃は学生であったが、父からは、「当時、個人事業を営んでいたので、国民年金保険料を経費と考え、私の20歳の誕生日から任意加入し、保険料を納付した。」と聞かされた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、個人事業を営んでいたその父が、国民年金保険料を経費と考え、申立人が20歳の誕生日から任意加入し、保険料を納付したとその父から聞かされたとしているが、その父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、平成9年の基礎年金番号導入前には国民年金に加入していなかったと推認されることから、申立期間は時効により納付できない期間と考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年1月まで
国民年金に加入した時は強制加入だったが、夫が昭和48年1月頃就職し、任意加入になった後も貯金と思い、保険料を納付し続けていた。申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の就職により、被保険者資格が強制から任意に変わった昭和48年1月以後の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者の種別」欄には「強」と、その右の「資格喪失」欄には「昭和48年1月5日」と、次いで、「資格取得」欄には「昭和51年2月14日」と、「被保険者の種別」欄には「任」と記載されており、申立人に係るA市の「国民年金被保険者名簿」の「取得年月日」欄には「51. 2. 14」と、「新 再取得」欄には「新」と記載されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）の備考欄には、「喪失年月日 48. 1. 5」と、「取得年月日 51. 2. 14」と記載されており、これらはオンライン記録と一致していることから、申立人は、48年1月5日に被保険者資格を喪失し、51年2月14日に任意加入したことが確認でき、申立期間は任意加入の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月12日から同年9月1日まで
ねんきん定期便で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が26万円になっているが、当時の月額給与は30万から34万円である。申立期間の給与明細書を証拠として提出するので、申立期間の標準報酬月額を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出のあった株式会社Aの申立期間に係る給与明細書上の報酬月額は、申立人の主張するとおり30万円から34万円台の報酬月額が支給されていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書において確認できる保険料控除額（2万円）に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録における申立期間に係る標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月1日から平成元年12月1日まで
② 平成元年12月1日から4年12月20日まで

昭和60年7月1日からA株式会社に勤務し、平成元年12月1日からはB株式会社に勤務したが、両社とも、給与は手取り額で40万円支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社とB株式会社の商業登記簿上の代表取締役は別人であるが、A株式会社元代表取締役の供述によれば、両社ともB株式会社の元代表取締役が事実上のオーナーであったとしているところ、同元代表取締役は既に他界しており、申立人の申立内容について供述を得ることができない上、両社とも既に解散しており、当時の書類も保存されておらず、申立人の申立期間に係る給与支払額、厚生年金保険の届出及び保険料控除額等について確認することができない。

また、申立人から提出のあった昭和63年分の所得税の修正申告書に記載されている社会保険料控除額は、申立人の申立期間①に係るオンライン記録の標準報酬月額15万円に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の被保険者負担額に、当時、申立人がC職であったことにより支払われていたC職報酬に基づき、同報酬から控除されていたと考えられるD会掛金を加算した金額と一致する。

さらに、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで株式会社Aに勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの間、株式会社Aにおいて、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、当時の事業主は既に死亡しており、その遺族は資料が無いと供述している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していたことが確認できる同僚 7 人に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の有無について照会したが、回答のあった 3 人全員が不明と供述しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、昭和 31 年 10 月 1 日付けで株式会社AからB株式会社に、両社の取締役を兼任している者の紹介により転職しているが、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険記号番号は、同社で新規に付番されたものである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月1日から6年2月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月1日から13年3月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から13年3月16日まで
ねんきん定期便によると、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支払われた給与額（47万円から50万円）と比べて著しく低い金額になっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年1月1日から6年2月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年1月から5年9月までの期間は47万円、5年10月から6年1月までは50万円と記録されていたところ、同年1月25日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が8万円に遡及して引き下げられているほか、当時の事業主についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、経理部長をしており、C社会保険事務所（当時）から呼び出され、社長と二人で出向いた。その際に、社会保険料の滞納があるため、2年間遡って社長と自分を社会保険から外すよう言われた。」と供述している。

また、申立人が挙げた同僚3人に照会したところ、二人から回答があり、うち一人が、「社会保険の標準報酬月額に係る事務は、申立人が指揮していた。代表者印は申立人が所持していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、経理担当者である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成6年2月1日から13年3月16日までの期間について、雇用保険の記録及び回答があった同僚の供述から、申立人が主張する報酬月額が支給されていたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は、「申立人が、『社会保険事務所の指示で標準報酬月額を数万円として社会保険事務所に届出している。』」と供述している上、ほかの同僚が、「引き下げられた報酬月額で定時決定を行っており、届け出た低い標準報酬月額に基づく社会保険料を給与から控除していた。」と供述している。

また、株式会社Bは、破産手続を開始しており、事業主に照会したものの回答を得ることができない上、申立期間当時の事業主の所在を確認することができないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 16 日から 35 年 3 月まで
② 昭和 35 年 4 月から 36 年 10 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社（現在は、株式会社B）でC業務に従事していた申立期間①及びD株式会社でE業務に従事していた申立期間②が、厚生年金保険の被保険者期間ではないことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、申立人を記憶している複数の同僚からは、申立人が申立期間①当時、当該事業所に勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務を確認することができない。

また、事業主が保管する公共職業安定所から交付された「失業保険法改正に伴う届出に対する通知書」には、申立人の備考欄に「31年5月16日退社」と記載がある。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人のオンライン記録と同一日の資格取得日及び喪失日が認められる上、当該名簿の健康保険証番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その実父がD株式会社から「のれん

分け」を受けて経営していたF店に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載がある複数の同僚のうち、申立人を記憶している者はおらず、当該同僚の供述からは、当該事業所によるのれん分け及び当該F店の存在について確認することができない。

また、当該事業所の事業主は、「取引業者であるG店が希望すれば、G店従業員を当該事業所名で厚生年金保険及び健康保険に加入させていたが、両保険料の事業主負担額は、G店側で負担していた。」とした上、上記のれん分け及びF店の存在並びに申立人が当該事業所の社員であったことも否定している。

さらに、当該事業所が加入する健康保険組合の「被保険者名簿」及び上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人のオンライン記録と同一日の資格取得日が認められる上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号は連番となっており、欠番は無い。

加えて、当該事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A 株式会社に昭和 58 年 10 月 4 日に入社し、B 職として勤務し、61 年 8 月 31 日に退職した。社会保険庁（当時）の記録は資格喪失日が同年 8 月 31 日となっているが同年 9 月 1 日になるはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の当時の代表取締役は、「日記によると、申立人は、昭和 61 年 8 月 29 日（金曜日）に退職のあいさつにきた。（同年 8 月 30 日、同年 31 日は土日で休日）」と供述している一方で、当時、当該事業所の取締役で社会保険の担当であった C 部部長は、「当該事業所で普通退職は退職届に記載した日を退職日にしてきた。月末退職の場合であって当該月末日が休日であっても退職日を当該休日後とすることは無かった。よって、申立人は、退職届に 61 年 8 月 30 日を退職日と記入して提出したものと考えられ、申立期間の厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と供述している。

また、当時の代表取締役は、「当該事業所の就業規則は、親会社である株式会社 D の就業規則に準拠していた。」としており、株式会社 D の就業規則には、「普通退職は、退職を願い出て承認されたときに社員としての地位を失う。」と規定されている。

さらに、申立人の A 株式会社に係る雇用保険の記録から、離職日が昭和 61 年 8 月 30 日で離職票を交付済みであり、厚生年金保険の資格喪失日と合致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5226（事案3339の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月2日から52年3月3日まで
② 昭和53年3月21日から54年8月6日まで

国（厚生労働省）の記録では、4か所の事業所について、厚生年金保険の被保険者期間が抜けていたり、無かったりしたため、年金記録確認第三者委員会に調査の申立てをしたが、被保険者記録の訂正は必要が無いと回答された。

しかし、申立期間①については、A株式会社（現在は、B株式会社）で勤務し、給与を得ていたことを証明できる確定申告書が、申立期間②については、C株式会社に勤務した期間の源泉徴収票が有るので、再調査の上、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 当初の申立てにおいて、申立期間①については、申立人が、A株式会社に勤務していたことがうかがえるものの、当該事業所における社会保険の加入台帳から、申立人の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和52年3月3日と確認することができること、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料を控除されていたと認めることができないこと、及び申立期間②については、申立てに係るC株式会社は、当時、厚生年金保険法の適用事業所ではなかった上、同社において経理、総務及び給与計算を担当していた同僚が「会社は厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述していることから、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料が控除されていたと認めることができないこと

などを主な理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立期間①について、申立人は、昭和51年分の所得税の確定申告書の控えを提出し、「毎年、確定申告をしていた。確定申告書には、源泉徴収票が添付しており、A株式会社に勤務していたことが証明できるので、税務署に確認してほしい。また、勤務していた期間の途中から社会保険に加入した記憶も無い。」として、厚生年金保険被保険者であったはずだと主張し、再申立てを行った後、52年分の所得税の確定申告書の控えを追加提出している。

しかしながら、申立人が提出した昭和51年分の所得税の確定申告書は、税務署の受理印が無いものの、源泉徴収税額の欄に、A株式会社における給与及び外交報酬とした上で、収入金額及び源泉徴収税額が記載されているが、社会保険料控除の欄は空白のまま金額を記載していないことから、当該確定申告書から、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料が控除されたと確認することができない。

また、昭和52年分の所得税の確定申告書については、前述の51年分に係る確定申告書と同様に、社会保険料控除の欄が空白であることから、当該確定申告書から、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料が控除されたと確認することができない。

なお、税務署における確定申告書の保存期限は、既に過ぎており、申立人が主張している源泉徴収票を確認することができない。

さらに、B株式会社が保管しているA株式会社の社会保険の加入者名簿から、昭和50年3月15日から53年1月10日までの間に、申立人を含めた28人の従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得したと認められるところ、当該名簿における被保険者番号に欠番は認められない上、28人全員の被保険者資格取得日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 今回、申立期間②について、申立人は、C株式会社における勤務を裏付ける資料であるとして、昭和52年分及び53年分の源泉徴収票を提出し、記載内容から、社会保険料を控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険被保険者であったはずであると主張し、再申立てを行った後、追加資料として、54年分の所得税の確定申告書の控えを提出している。

しかしながら、昭和53年分給与所得の源泉徴収票については、記載さ

れている支払金額、源泉徴収税額及び社会保険料の金額が、申立人が、D株式会社（現在は、E株式会社）との間で住宅ローン保証保険契約に基づく求償権の設定契約を行った際に、当該保険会社に提出した53年分の所得税の確定申告書（54年3月15日付けF税務署の申告受理印があるもの）に記載されている収入金額、源泉徴収税額及び社会保険料控除の金額と全てにおいて合致していないことから、今回提出された53年分給与所得の源泉徴収票は、税務署に提出された源泉徴収票とは異なっており、真正なものとは考え難いことから、同源泉徴収票に記載されている社会保険料が、事業主によって控除されたと認めることはできない。

また、申立人が追加資料として提出した昭和54年分の所得税の確定申告書は、税務署の受理印は無いものの、源泉徴収税額の欄に、申立人がC株式会社の次に勤務した株式会社Gにおける給与及び報酬が記載され、C株式会社における給与等の記載が無い上、記載されている社会保険料控除の欄の金額は、株式会社Gにおける申立人の標準報酬月額に見合う社会保険料の控除額と合致していると認められることから、当該確定申告書から、C株式会社において、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料が控除されたと確認することができない。

一方、申立人は、「C株式会社に勤務していた当時、子どもがぜんそくだったため、必ず健康保険に加入していた。国民健康保険には加入していない。」と主張しているものの、国民健康保険についてG市では、「申立人の長女及び長男が、昭和54年7月24日付けで転居による国民健康保険資格異動と記録されていることから、新たに国民健康保険に加入したものではない。国民健康保険は、住民基本台帳に基づき運用していることから、転居をすると新たな住民基本台帳に転記される。しかし、除住民票の保存期限が過ぎているので、転居前の国民健康保険の加入状況について回答することができない。なお、同年8月7日付けで二人は被用者保険に加入し、国民健康保険を喪失している。」としていることから、申立人は、転居する前においても、その長女及び長男を国民健康保険に加入させていたと推認される。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A 地にある B 株式会社 C 工場に勤務していて、昭和 21 年 1 月 1 日に組織改正があったが、勤務地は変わらなかった。しかし、同年 10 月末頃の結婚を契機に退職するまでは継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が漏れているのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 19 年 5 月 1 日に B 株式会社 C 工場に入社し、21 年 1 月 1 日付けで、勤務地は変わらないものの、今までの D 支社所属から本社所属に変更となり、そのまま同年 10 月末頃に E 市に嫁ぐ直前まで同社に勤務していたことは間違いないとしている。

しかしながら、B 株式会社は、申立人の申立期間当時の厚生年金保険に係る書類は現存しないため、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については不明としている。

また、申立人は、勤務については一貫して F 区であり、当時の上司とは自分が退職するまで一緒であったと記憶しているものの、G 区の H 社会保険事務所（当時）が保管していた B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 19 年 5 月 1 日に資格を取得し 21 年 1 月 1 日に資格喪失した旨が記載されている上、申立人が記憶している上司についても、当該名簿の同ページにおいて、申立人と同日の資格喪失日となっていることが確認できる。

なお、当該上司については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に資格取得記録が切り替えられているが、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人のB株式会社における資格喪失日は昭和 21 年 1 月 1 日と記載されている上、その後の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時の同僚については、生存者が少ない上、生存が確認できる者についても連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年から 29 年まで
② 昭和 29 年から 31 年まで

申立期間①は株式会社Aに、申立期間②はB社に勤務したが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したとする株式会社Aについては、健康保険・厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、申立事業所に関する商業登記は確認できず、適用事業所としての記録も見当たらないことから、申立人が氏名を挙げた事業主、その親族及び同僚については住所が確認できず照会することができない。

なお、申立人が氏名を挙げた者以外の同僚についても、株式会社Aの適用事業所としての記録が見当たらないことなどから、住所が不明で申立内容について照会できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が勤務したとするB社については、健康保険・厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録に厚生年金保

険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、B社に関する商業登記は確認できず、適用事業所としての記録も見当たらないことから、申立人が氏名を挙げた事業主、その親族及び同僚については住所が確認できず照会することができない。

なお、申立人が氏名を挙げた者以外の同僚についても、B社の適用事業所としての記録が見当たらないことなどから、住所が不明で申立内容について照会できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 20 日から 32 年 3 月 1 日まで
私は、株式会社A (B所) に昭和 31 年 1 月 20 日から 33 年 3 月 10 日まで事務職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務していたと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚 17 人に照会し、回答のあった全 8 人が申立人を覚えていないと供述している上、このうちの同僚二人は、「株式会社Aにおける申立期間当時の社員の身分は、C員、D員、E員、社員とあり、自分の場合、入社後 4 か月間はC員（見習扱い）であり、当該期間は厚生年金保険に未加入で保険料も控除されておらず、その後、D員、E員、社員となりD員から厚生年金保険に加入した。また、申立期間当時、臨時のF所採用の場合、試用（見習）期間等があったことは十分考えられる。」と供述しており、ほかの同僚 3 人は、「当時の社会保険（厚生年金保険）の加入について何らかの社内基準、試用期間があった。」と供述している。

また、上記同僚調査において、入社日に係る回答が得られた全 6 人の厚生年金保険の資格取得日は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、入社日から最短で半月、最長で 5 か月後と幅があるものの、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、事業主は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間における届出及び保険料の控除、納付について不明と回答している。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 32 年 3 月 1 日と記載されている。また、当該事業所が加入するG組合に申立人の加入状況を照会したが、申立期間当時の組合員記録は保管されていないため、確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月頃から 32 年 11 月まで
私は、昭和 32 年 4 月から同年 11 月まで、A町にあったB株式会社（現在は、C株式会社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間には記録されていない。同社は日勤と夜勤の2交代制勤務で、自分は夜8時から翌朝5時までの夜勤が多かった。夜勤は5人体制で、当時の上司や同僚の名前も覚えている。勤務していたことは間違いないので、調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないが、B株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C株式会社は、「（申立人に関する資料が無い）勤務していたかどうか不明である。」と回答している。

また、申立期間において、被保険者記録の確認できる同僚 24 人（申立人が記憶している上司・同僚 6 人のうちの一人を含む。）に照会して 14 人から回答を得たが、申立人に係る保険料控除については、回答者全員が「不明」と供述している上、回答のあった同僚 14 人のうち 3 人は、当該事業所における申立期間当時の雇用形態について、「正社員（新規学卒者）、臨時社員（途中入社）、日雇（日給制）の 3 種類があった。臨時社員は 3 か月から 6 か月くらいまでの見習期間（試用期間）があった。日雇は社会保険の適用が無く、手取り金額を増やすため、この形態で長く働く人もいた。」と供述している。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年3月14日から同年12月19日までに付番された健康保険証番号は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで
年金事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 9 年 5 月から 10 年 12 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。自分は同社の代表取締役であったが、経理については別会社から出向していた役員に一任しており、自分は取引先との交渉や業界団体等の折衝を担当していたので、標準報酬月額が減額訂正されたことを知らなかった。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額については、当初、平成 9 年 5 月から 10 年 12 月までは 59 万円と記録されていたところ、11 年 4 月 21 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、同社の経理担当の元取締役は、「社会保険事務所（当時）の指導により、自分が単独で標準報酬月額の減額訂正を行った。」と供述しており、申立人も、当該記録訂正処理が行われたことは知らなかったと主張しているが、申立人は、「申立期間当時、事業所の経営が苦しく社会保険料の滞納があったことは承知していた。」と供述している上、滞納処分票から、申立人自身が事業主として、社会保険事務所に出向き滞納保険料の解消に関与していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。